遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種 使用規程の承認申請案件に対する意見募集の実施結果について

(平成 17 年 7 月 29 日~平成 17 年 8 月 29 日(ユーカリ3件))

- 1. 意見募集方法の概要
- (1) 意見募集の周知方法
 - 関係資料を環境省、文部科学省ホームページに掲載
 - •記者発表
 - 資料の配付
- (2) 意見提出期間

平成 17 年7月 29 日(金)から平成 17 年8月 29 日(月)まで

(3) 意見提出方法 郵送、ファクス又は電子メール

(4) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課又は文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・ 安全対策室

- 2. 意見募集の結果(関係省に提出された意見の合計)
- (1) 意見提出数 3通
- (2) 整理した意見の総数 3件
- 3. 意見の概要と対応方針について 別紙のとおり

(別紙) 「遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認申請案件」に対する意見の概要及び対応方針について (平成17年7月29日~8月29日(ユーカリ3件))

	該当箇所	意見要旨	対応方針	件数
1	全体に	生物多様性影響評価(①競合における優位性、②有害物質の産生性、③交雑性)の結果について、および、	第一種使用規程	1
	ついて	生物多様性影響評価書を踏まえた結論について、申請者による結論は妥当であるとの学識経験者の判断は、	の承認については、	
		妥当な判断であると考えます。	遺伝子組換え生物等	
		(理由)科学的な客観的事実に基づいた判断であり、かつ、カルタヘナ法の目的に合致しているから。	の使用等の規制によ	
2	"	遺伝子組み換え植物の試験栽培について、北海道では条例が策定され、新潟県でも条例つくりが始まると聞	る生物の多様性の確	1
		いています。	保に関する法律及び	
		上記の議事録などを拝見しますと、科学的に行われるべきリスクの評価に風評被害、安心対策の議論が混同	関係省令等に基づき	
		され、評価と管理のすみわけができていないような印象を受けます。これらの議論の中で市民が最も気にしてい	聴取した学識経験者	
		るのは、交雑とそれにともなう風評被害です。この背景には交雑に関するデータが豊富にないこと、交雑のリスク	の意見のほか、同法	
		をゼロにしたいという情緒的な意見があります。	第3条に基づく基本	
			的事項及び意見募集	
		今回の案件は、公開されている資料を拝見する限り、交雑の可能性がクリアされており、私たち市民にもわか	手続により寄せられ	
		りやすい案件です。その意味で、実験の成功、研究の進展ばかりでなく、市民への情報開示、リスクコミュニケー	た意見・情報を勘案	
		ションの学習事例として好例となることが期待されます。この事例は研究者、行政官、消費者にとってそれぞれに	して判断してまいりま	
		有意義な経験をもたらすと思われます。	す。	
		さらに耐塩性遺伝子組換えユーカリの研究は国際的な貢献も期待されます。		
		さまざまな外交問題を抱える日本の現状を考えたとき、日本が科学の分野で発展途上国の役に立つ活動を行		
		うことは、市民が世界の中の日本の位置づけや役割を自覚して考えるよい機会になると思います。		
		ぜひとも、本案件の試験栽培を進め、あわせて市民とのリスクコミュニケーションのグッドケースの提示(官、学		
		、消費者にとってそれぞれの学びとなる)につながることを願っております。		
3	"	今回公表された3件の耐塩性ユーカリに関する隔離ほ場試験に関して、「学識経験者の意見」を参考に検討し		1
		た結果、いずれも生物多様性影響が生じるおそれはないと判断されますので、文部科学大臣および環境大臣に		
		おかれましては、速やかに承認されるようお願い致します。		